

① 《特集》 多様なセクターが支える 高齢者の移動支援

⑪ 《うおろ君の気にな～るゼミナール》

「ERG」って？

⑫ 《この人に》

三代目 神田 山陽さん (講談師)

⑯ 《V時評》

「復興」とは何か

⑮ 《実録・市民活動「私のいちばん長い日」》

東日本大震災から四十九日目

立ったままの設立総会

鈴木 まり子 (浜松の企業が手をつなぐ災害支援ネットワーク
はままつnanet 事務局長)

⑯ 《能登半島地震 穴水発～現地から伝える「被災地の今」》

過疎地の復興には大きな課題

寄り添い「前に進める」記事を

滝井 元之
(しんぶん「紡ぐ」発行人)

⑰ 《現場は語る～コーディネートの現場から》

人や地域とのつながりを育む日本語教室
—地域の多文化共生の推進に向けて

藤井 美香

(公益財団法人横浜市国際交流協会 多文化共生推進課 担当課長)

⑳ 《NPOのためのほっこり法律相談》

小規模団体の内部通報制度の生かし方

樽本 哲

(弁護士、一般社団法人全国レガシーギフト協会 共同代表)

㉑ 《情報ピックアップ》

㉒ 《シネマ／ライブラリー》

『ノー・アザー・ランド 故郷は他にない』／書籍紹介

㉓ 《晴れ時々ボランティア》

斎門 豊 さん

(福井県卓球バレー協会 事務局長、福井ベトナム人日本語勉強会 事務局長)



じぶんの町を良くするしくみ 赤い羽根共同募金

共同募金は、地域をつくる市民を応援していきます。



地域で、子育てのお手伝いをしたり、
悩んでいるお母さん、お父さんの
相談にのる活動や、



障がいのある人が、まちで幸せに暮らせる
お手伝いをする活動や、



地域で、1人暮らしや寝たきりの高齢者
に、栄養の整った食事を届ける活動や、



地域に住むみんなが「安心・安全」に
暮らすための活動や、

地域のいろいろな活動のために役立てられます。

- 中央共同募金会の全国共通助成テーマである「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を助成テーマとし先進的な取り組みを支援してまいります。また、地域福祉活動への『重点助成分野』を「誰をも受け入れ誰もが参加できる地域づくり」「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」「生活に困難を抱える人たちへの緊急支援」とし、これらの活動を重点的に支援してまいります。さらに「TEAM EXPO 2025」プログラム/共創パートナーとして、共創チャレンジに登録され活動する団体を積極的に支援します。
- 国内で大きな災害が発生した時は、共同募金は都道府県域を超えて、被災地で被災した人たちを助ける活動の支援も行います。
- 寄付金には、税の特典があります。会社など法人の寄付金は、全額損金算入できます。個人の寄付金は、所得税の所得控除または税額控除、住民税の税額控除の対象になります。



赤い羽根おおさか
www.akaihane-osaka.or.jp/
募金の使いみちはすべて、ホームページに掲載されています。

特集

高齢者の移動支援

多様なセクターが支える

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行から20年を迎える2026年。建物や公共交通、駐車場などハード面のバリアフリーは当時より進んだものの、今なお目的地への移動に困難をきたす高齢者や障害者などは後を絶たない。

本特集では高齢者の移動支援にスポットをあて、この20年間の支援活動の変化を追いかがり、支援に携わる市民を支える行政、企業、関係機関などの新しい動きを紹介し、これからも移動支援のあり方を考えたい。

■特集チームメンバー■

青山 織衣、永井 美佳、村岡 正司



社会環境や制度の変遷と市民活動の20年のあゆみ

社会福祉法人大阪ボランティア協会 ボランティアコーディネーター

（助言・協力：関西STTS連絡会 柿久保浩次）

青山織衣

2006年、 バリアフリー新法が画期

2006年のバリアフリー新法は、ハートビル法（建築）と交通バリアフリー法（交通）を統合・拡充した法律である。

対象も身体障害に限らず、知的・精神・発達障害などを含む「すべての障害者」や高齢者等へと広がった。

同年の道路運送法改正による福祉有償運送の制度化とあわせて、移動支援は「ハード（環境）」と「サービス（担い手・運行）」の両輪で支える段階へと進んだのである。

しかし、高齢化と人口減少が急速に進む中、日々の買い物や通院、友人とおしゃべりに出かけるための「暮らしおの足」はますます危うくなっている。路線バスの縮小や運転手不足、郊外住宅地やニュータウンの高齢化などが重なり、移動しづらさは地方だけでなく都市近郊でも顕在化している。免許を返納した高齢者が、バス停まで歩くこ

とが難しい、バスはあるが本数が少なく通院の時間に合わない、といった声は全国で聞かれる。

一方、00年の介護保険制度のスタート以前から、家族による送迎や近所同士の「ついでの送り迎え」、ボランティア送迎、NPO・社会福祉協議会（以下、社協）による移送サービスなど、市民は工夫しながら地域での暮らしを支えてきた。

移動支援は、法律や制度が整う前から現場で積み上げられてきた実践であり、地域生活を支えるインフラの役割を果たしてきたのである。

本稿では、おもにバリアフリー新法成立前後からここ数年で生まれてきた多様なセクター間の連携による支援の動きを追い、移動支援の歴史を概観する。

前史—1980年代からの 「住民参加型在宅福祉サービス」

移動に関する制度づくりやまちづくりは、介護保険や総合事業（介護予防・日常生活支援）などを担う厚生労

働省（厚労省）と、道路運送法や地域公共交通政策を担う国土交通省（国交省）、そして総務省と内閣府、経済産業省などが進めるスマートシティーや地方創生という、大きく三つの政策の軸で進められてきた。その中で、市民による取り組みがどのように立ち上がり、発展していったかをまず整理してみたい。

移動支援の歴史を振り返るとき、00年の介護保険のスタートや06年のバリアフリー新法、道路運送法改正より前に、1980年代から広がってきた「住民参加型在宅福祉サービス」の流れがある。老人保健法による医療費抑制や「社会的入院」の見直しで、都市部を中心必要介護高齢者が地域で暮らすようになり、食事サービス、安否確認、家事援助など在宅福祉のニーズが急増した。

全国社会福祉協議会は、在宅福祉サービスや住民参加型在宅福祉サービスなどを通じて、有償での在宅福祉活動を地域に根づかせる方針を打ち出した。

厚労省は介護保険制度創設（00年）を起点に、訪問介護による通院付き添いや乗降介助を「介護サービスの一部と

近隣住民が「協力会員」として有償で活動する在宅福祉サービスが、各地で立ち上がっていった。

介護保険やバリアフリー新法以降、在宅福祉サービスの一部は、訪問介護事業所や福祉有償運送事業、あるいは市町村の総合事業といった「制度の枠内」での活動に移行・再編されていった。その主体はホームヘルプ事業者や社協の地域福祉サービス、NPO法人と形は変わったが、80年代から地域で動いてきた人たちが00年代以降も移動支援・生活支援の担い手になっているという連続性がある。一方で、その先駆け世代が今や後期高齢者となり、代表やコーディネーター、実働スタッフの高齢化が深刻になっている。

変遷—2000年以降の 「国の動きと市民活動」

2006年、
バリアフリー新法が画期

しての移動支援」と位置づけた。近年は介護予防・日常生活支援総合事業が全国展開され、訪問型サービスDなどを通じて、ボランティアやNPOによる生活支援・外出支援を公費で支える枠組みが整ってきた。

住民が取り組む送迎活動や付き添いと道路運送法との関係が整理され、「互助的な送迎に対して奨励金や保険料等の補助をしても、運送の対価とはみなさない」という考え方が示されている。

一方、国交省は道路運送法改正（06年）により、非営利法人や自治体が高齢者・障害者を自家用車で有償輸送できる「自家用有償旅客運送（福祉有償運送など）」を制度化した。その後もガイドライン改正や公共ライドシェアの運用改善が続き、移動困難者の外出を支えるサービスが法の枠内で正面から認められてきている。

これらに加え10年代の後半からは、総務省や内閣府、経済産業省などが連携して進めるスマートシティ・地方創生の文脈でも移動支援が重要な課題として捉えられるようになつた。地方創生推進交付金を活用した地域再生計画では、予約制のオンデマンドバスや乗合タクシー、自家用有償旅客運送など新しい形の交通手段の導入が進められている。移動支援は単に「病院や買

い物への足」を確保するだけではなく、健康づくりや地域のぎわいづくりと一体のものとして位置づけられるようになつたのである。背景には、高齢運転者による重大事故が相次ぎ、「危ないから運転をやめてほしい」「でも足がなくなると生活できない」という葛藤が各地で共有されるようになつたことがある。

20年間の行政の動きに対し、市民活動の側は制度の外側にあるニーズ——介護認定前の高齢者の買い物やサロンへの送迎、公共交通の空白を埋める移送サービス、家族が担いきれない送り迎え——に応えるため、ボランティア送迎や会員制移送サービスなどを全国各地で生み出した。制度のない時代に手探りで始められた取り組みが、のちに福祉有償運送や総合事業など制度について位置づけられた例も少なくない。

同時に、制度の変更が安全確保や公正な競争の観点からルールの厳格化をもたらし、小さな市民団体が活動を続けられなくなるなどマイナスの影響もあった。それでも現場は、新しい制度を読み解きながら、自分たちのやり方で柔軟に移動支援を続けてきたのである。行政と市民活動の動きを並べて見ることで、制度変更に市民がどう応答してきたかが概観できる（年表→4ページ）。

新たな動き——縦割りを超えて移動を支える

・道路運送法の許可・登録を要しない「住民主体の互助型移動支援」

ここ数年、行政側の縦割りをまたいで、市民が取り組む移動支援へのサポートを再設計する動きが強まっている。

国交省は24年、「道路運送法における許可^{また}又は登録を要しない運送に関するガイドライン」により、ガソリン代や保険料などの実費弁償であれば、住民互助的な送迎は「許可・登録を要しない運送」として認められることを明示した。これにより、サロンや自治会の送迎ボランティアが、法に抵触せずに活動しやすくなる土台が整つたと言える。

一方、厚労省は25年に介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン等を見直し、総合事業の中で移動・送迎を位置づけやすくする方向性を示した。同じく25年版の国交省パンフレットでは、福祉有償運送とあわせて、こうした互助型移動支援を高齢者の移動手段の重要な選択肢として整理している。

今後——地域包括ケアを支えるインフラへ

という三つの層をどう組み合わせ、コストと安全性を確保しながらどのように持続可能な仕組みにしていくかが問われるフェーズに入ってきたということだ。

最近では特に、三つの「住民主体の互助型移動支援」が目立つてている。免許を返納した高齢者や一人暮らしの人を、近所の住民が自家用車でサロンや病院、買い物先まで送迎する活動だが、自家用車を使うだけに事故や賠償のリスクがある。その認識が広がり、これまでにもあつた社協の「ふくしの保険」による送迎サービス補償に加えて、

移動サービス専用自動車保険・事業者向け特約、自治体独自の保険料助成制度など、新たな補償の仕組みの活用が図られている。

・自家用有償旅客運送など「有償」の移動支援

重要なのは、第一に「移動」はもはや生活支援のオプションではなく、地域包括ケアを支えるインフラだという認識だ。日々の外出や社会参加を可能にすること 자체が健康づくりであり、孤立防止であり、地域の持続可能性の条件である。

うお3君の 気になーる ゼミナール

Vol.
145

「ERG」って？



まんが ■ ラッキー植松

(注) 社会貢献や社会課題の解決と関連づけて定義される、企業の存在意義や存在目的。

22年に改訂された経団連企業行動憲章「実行の手引き(第9版)」には、ERGにに関する記述もある。人的資本経営に注目が集まる中、日本企業によるERG支援の動向に今後も注目していきたい。NTTデータグループサステナビリティ経営推進本部シニア・スペシャリスト

最近、サステナビリティーの専門家会議などの場でEmployee Resource Group(ERG、エンパワーリンースグループ)が話題になる。ERGとは、ジエンダー、環境、異文化、障がい、キャリア、テクノロジーなど共通の社会課題の下に、社員が自発的に集まり活動する「ミニ二三ツイー」を意味する。ERGのメリットは、社員側にとつては「社会との一体感が感じられる」「業務外で自分の能力を生かせる」「キャリア形成につながる」企業側では「愛社精神が高まる」「ERGの意見を社内改善に生かせる」などが挙げられる。米国の大企業ではボピュラーで、ERGの活動費を支援したり、役員をERGのメンターにつけたりするケースもある。



「簡単にイスラエルとパレスチナのどちらかが善で、どちらかが悪だと結論つけられたなら、それはあなたが何も知らない証拠だ」（ガザ日本人外交官が見たイスラエルとパレスチナ）中川浩一著・幻冬社文庫（2023年10月7日、パレスチナ・ガザ地区のハマスがイスラエルを大規模攻撃した。両国の争いは、停戦を経た現在もなお問題解決には至っていない。）

本作は、もう一つのパレスチナ自ら西岸が舞台であるヨルダン川西岸が舞台だ。19年から4年の間、パレスチナ人の青年バゼルが、イスラエル記者のユヴァルと共にイスラエル軍による破壊と占領が進む西岸地区の状況を撮影した。パレスチナ人のユヴァルと共にイスラエル軍に監督とイスラエル人の監督が共同で撮つたことに特徴がある。銃を持ったイスラエル兵たちがパ

レスチナ人の住居や学校を取り囲み、ブルドーザーで破壊する。住民たちは強く抗議をするも、兵士たちは「法によって家屋破壊は合法的である」との一点張りで相手にしない。取り壊したあとは「軍用地にする」という。威嚇射撃によって住人が逃げ惑う姿も映し出される。実際にバゼルの親戚は、撃れて下半身不随になってしまった。見ていて印象深いのは、イスラエル兵とパレスチナ人との間に全く対話がないことだ。まるでエイリアンが地球を侵略するようなSF映画と同じで、「ミュニケーションが成立しない。パレスチナ人の尊厳は踏みにじられていく。兵士たちの蛮行に強く抗議するイスラエル人ユヴァルもまた「敵を助けるユダヤ人」と罵られる。「これが現実なのか」と焦燥感に駆られる映画であった。



© 2024 ANTIPODE FILMS, YABAYAY MEDIA

監督: パーセル・アドラー、ユヴァル・アブラハム、ハムダーン・バラール、ラヘル・ショール
日本語字幕: 鶴賀深雪 字幕監修: 高橋和夫
配給: トランسفォーマー
2024年 | ノルウェー、パレスチナ | 95分
DVD発売中 (発売: トランسفォーマー/販売: TCエンタテインメント)、デジタル配信中

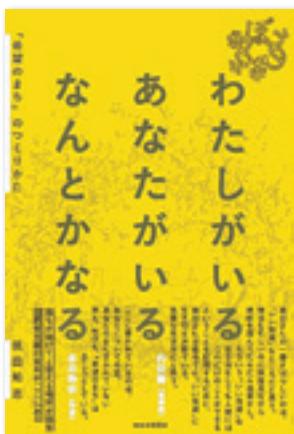
●今月の館主

いまいともき
今井 友樹



イラスト: 杉浦 健

1979年岐阜県生まれ。日本映画学校(現・日本映画大学)卒業後、日本各地の基層文化を映像で記録・研究する民族文化映像研究所に入所。所長の姫田忠義に師事し、映像制作に関わる。現在、株式会社工房ギャレットの代表を務める。



わたしがいる あなたがいる
なんとかなる
「希望のまち」のつくりかた

奥田 知志著
西日本新聞社、2025年8月
1,870円（税込）

本書は、2022年12月から西日本新聞に連載された50回の随筆「なんとかなる」を核としつつ、著者が時々に書いてきた文章を収録したものである。

著者は大学生の頃、大阪市西成区「釜ヶ崎」での衝撃的な出会いをきっかけに、ホームレスや困窮者の支援に携わり、後にNPO法人抱樸を立ち上げた。東八幡キリスト教会(北九州市八幡東区)の牧師であり、現在は同市小倉北区に「希望のまち」をつくるため日々奔走している。

「希望のまち」は「誰もが困ったときは助けてと言えるまち」の建設を目指すプロジェクト

である。暴力団本部事務所の跡地に建てる複合型社会福祉施設で、「困った人は誰でも入れる」全室個室の救護施設と、制度に縛られずに自分たちの意思で主体的に活動できる空間を併せ持つ。専門職による「総合相談窓口」に加え、対話重視の「素人相談」も構想に挙がっているという。

著者は抱樸での活動の中で、家族がいなかつたり、縁が切れたりしていて、亡くなても葬儀をしてくれる人がいない数多くの人々に出会ってきた。そこでつくったのが、ケアや葬儀など家族が果してきた機能を、赤の他人が担い合う仕組みだ。これを著者

は「家族機能の社会化」と呼び、単身世帯が4割近くになり「身内の支え」がせい弱化している日本にとって必要だと訴える。

自己責任や身内の責任が必要以上に強調され、「助けて」と言えない人がいる。だが、著者は繰り返し強調する。強くなても人間は他者とつながり、助け合うことによって生き延びられるのだと。赤の他人がつながることで「なんちゃって家族」をつくるのが、著者の切なる願い。26年秋、「弱肉強食」ではない「弱者共存」の「まち」がスタートする。

編集委員 阿部 太極

今月の作品
『ノー・アザー・ランド 故郷は他にない』